

漁港漁場関係工事における I C T 活用工事積算要領

令和5年10月

青森県 農林水産部 水産局 漁港漁場整備課

目次

第1編	土工	・ ・ ・ ・ ・	1
第2編	舗装工	・ ・ ・ ・ ・	2
第3編	河川浚渫	・ ・ ・ ・ ・	3
第4編	作業土工（床掘）	・ ・ ・ ・ ・	4
第5編	付帯構造物設置工	・ ・ ・ ・ ・	5
第6編	法面工	・ ・ ・ ・ ・	6
第7編	地盤改良工	・ ・ ・ ・ ・	7
第8編	舗装工（修繕工）	・ ・ ・ ・ ・	8
第9編	土工（1,000m ³ 未満）	・ ・ ・ ・ ・	9
第10編	小規模土工	・ ・ ・ ・ ・	10
第11編	浚渫工	・ ・ ・ ・ ・	11
第12編	擁壁工	・ ・ ・ ・ ・	14
第13編	基礎工	・ ・ ・ ・ ・	15

第1編 土工

1. 費用の積算

「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」(国土交通省、令和5年4月1日以降適用)のうち、以下を適用するものとする。

別紙2「ICT活用工事(土工)積算要領」

別紙23「ICT活用工事(砂防土工)積算要領」

別紙24「ICT活用工事(河床等掘削)積算要領」

第2編 舗装工

1. 費用の積算

「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」(国土交通省、令和5年4月1日以降適用)の別紙26「ICT活用工事(舗装工)積算要領」によるものとするものとする。

第3編 河川浚渫

1. 費用の積算

「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」(国土交通省、令和5年4月1日以降適用)の別紙22「ICT活用工事(河川浚渫)積算要領」によるものとするものとする。

第4編 作業土工(床掘)

1. 費用の積算

「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」(国土交通省、令和5年4月1日以降適用)の別紙4「ICT活用工事(作業土工(床掘))積算要領」によるものとする。

第5編 付帯構造物設置工

1. 費用の積算

「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」(国土交通省、令和5年4月1日以降適用)の別紙12「ICT活用工事(付帯構造物設置工)積算要領」によるものとする。

第6編 法面工

1. 費用の積算

「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」(国土交通省、令和5年4月1日以降適用)の別紙10「ICT活用工事(法面工)積算要領」によるものとする

第7編 地盤改良工

1. 費用の積算

「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」(国土交通省、令和5年4月1日以降適用)のうち、以下を適用するものとする。

別紙16「ICT活用工事(地盤処理工)(安定処理)積算要領」

別紙17「ICT活用工事(地盤処理工)(中層混合処理)積算要領」

別紙18「ICT活用工事(地盤処理工)(スラリー攪拌工)積算要領」

第8編 舗装工(修繕工)

1. 費用の積算

ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針(国土交通省、令和5年4月1日以降適用)の別紙28「ICT活用工事(舗装工(修繕工))積算要領」によるものとする。

第9編 土工(1,000m³未満)

1. 費用の積算

「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」(国土交通省、令和5年4月1日以降適用)の別紙6「ICT活用工事(土工 1000m³未満)積算要領」によるものとする。

第10編 小規模土工

1. 費用の積算

「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」(国土交通省、令和5年4月1日以降適用)の別紙8「ICT活用工事(小規模土工)積算要領」によるものとする。

第11編 浚渫工

ICT活用工事を実施する場合の積算については、以下に示す手順によるものとする。

① 工事価格

・共通仮設費(率)は、下表による率を用いて算出する。

対象金額	600 万円以下	600 万円を超え 20 億円以下		20 億円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による		下記の率とする
		a	b	
漁港漁場関係 浚渫工事	9.46%	210.9	-0.1989	2.98%

※ICT活用工事を含む工事に当たっては、上記率を適用する。

共通仮設費率の算定式

$$K r = a \cdot P b \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

ただし、

$K r$: 共通仮設費率 (%)

P : 共通仮設費率の算出対象額 (円)

a 、 b : 定数値

・「ICT施工」代価表

(1) ポンプ浚渫 1日 (m³) 当たり

名 称	形状寸法	単位	数量	摘 要
ポンプ浚渫船	鋼D PS型	日	1	運16H/就22H
揚 錨 船	鋼D t吊	//	1	就業8H
施工管理システム		//	1	損料
中継ポンプ	鋼D PS型	//		運 H/就 H
雑 材 料				

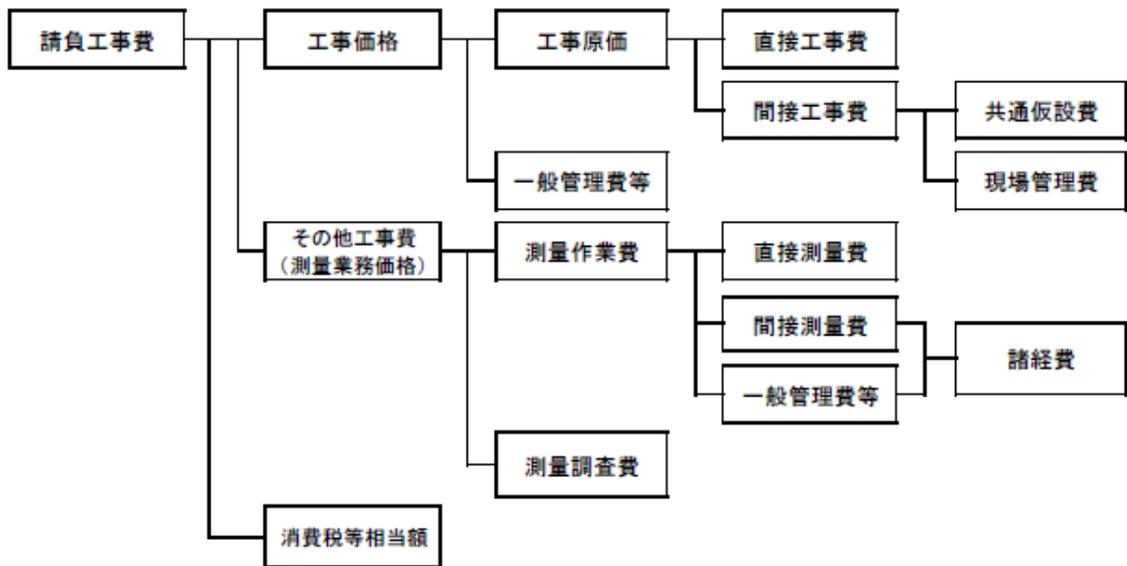
(2) グラブ浚渫 1日 (m³) 当たり

名 称	形状寸法	単位	数 量		摘 要
			アンカー式	スパッド式	
グラブ浚渫船	鋼D m ³	日	1	1	運8H/就10H
揚 錨 船	鋼D t吊	//	1	—	就業8H
引 船	鋼D PS型	//	—	1	運2H/就8H
雑 材 料					

② 測量業務価格（3次元起工測量、3次元竣工測量の費用）

- ・別紙により算出する。なお、別紙記載の「基準」とは「漁港漁場関係工事積算基準第2部」である。
- ・「業務成果品」、「諸経費」は、3次元起工測量、3次元竣工測量の直接測量費の合計を対象金額として算出する。
- ・測量調査費については、別紙により算出する。
- ・「その他原価」、「一般管理費等」は、3次元設計データ作成の直接人件費、業務原価を対象として算出する。

③ 算出した②測量業務価格をその他工事費に計上し、①工事価格と合算する。



第12編 擁壁工

1. 費用の積算

「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」(国土交通省、令和5年4月1日以降適用)の別紙14「ICT活用工事(擁壁工)積算要領」によるものとする。

第13編 基礎工

1. 費用の積算

「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」(国土交通省、令和5年4月1日以降適用)の別紙20「ICT活用工事(基礎工)積算要領」によるものとする。

附 則

この要領は令和5年10月1日から適用する。